

個別施設計画

土木総務課No. 14

策定年月日 令和2年2月10日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	鬼首除雪基地		所管所属名称	北部土木事務所	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	棟情報一覧表のとおり	用途	除雪基地	建築日	棟情報一覧表のとおり
経過年数	棟情報一覧表のとおり	耐用年数	棟情報一覧表のとおり	目標使用年数	棟情報一覧表のとおり
運営方式	直営(委託)	管理者名称	北部土木事務所	全延床面積(m ²)	1,152.63
所在地	大崎市鳴子温泉鬼首字大森平13-12				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条 道路法第2条、第7条ほか			必要性の有無	有
業務内容	行政組織規則第95条第6項				
必要性の判断理由	大崎市鳴子温泉北部に位置し、道路法第7条に基づく北部土木事務所管内の除雪作業を行うための除雪機械、車両等を格納する施設であり、地域住民が安心して道路を通行するためにも必要性が高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	除雪作業等の遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要なことから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和元年現在で、管理棟は耐用年数34年(目標使用年数45年)に対し築23年で一部老朽化が見られる。 平成29年度に実施した車庫・管理等の県有建築保全点検結果で「要是正」のあった事務室の雨漏りについて応急修繕を行ったが、今年度、台風19号の影響で待機室にも雨漏れが発生したことから応急修繕を現在行っている。根本的な防水修繕が必要と判断されるため、令和2年度、管理棟の屋根の全面防水加工修繕工事を予定している。 また、令和元年6月に実施した定期点検マニュアル[簡易版]に基づく現地調査の結果、「要是正」となったその他の施設(オイルポンプ室等)についても修繕を行った。 今後は、その他の施設も含め計画的な保全点検を進めながら、適正な維持管理をしていく。				

(別紙様式2) (建築)

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称 鬼首除雪基地

建物棟名称 車庫

所在地 大崎市鳴子温泉鬼首字大森平13-2

用途:車庫・倉庫等

延べ面積:765㎡

階:2階

竣工年度:平成8年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
2 建築物の外部	(指摘項目) 柱脚に錆が発生しています。	判定
	(対策等) 経過観察が必要です。	B
3 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根から事務室内に雨漏りしている箇所があり, 執務に支障を来しています。	判定
	(対策等) 原因を調査し, 早急に修繕する必要があります。	D
4 建築物の内部	(指摘項目) 屋根からの雨漏りにより, 事務室の天井が腐食している箇所があります。	判定
	(対策等) 落下の恐れがある天井材は取り外すとともに, 雨漏れを改善の上, 早急に修繕する必要があります。	D
5 避難施設等	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
6 その他 (避雷設備・煙突)	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
特記事項	・平成28年に笠木部分を改修	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」:支障なし B 「要注意」:経過観察が必要

C 「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」:・危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日 平成29年9月13日